

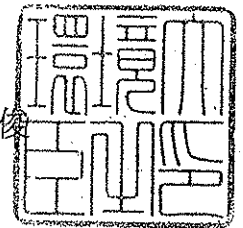


資料2

諮問第207号  
環自野発第061201003号  
平成18年12月1日

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣  
若林 正 像



対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第5項において準用する同法第2条第6項の規定に基づき、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限を別表第2のとおりとすることについて、貴審議会の意見を求めます。



対象狩猟鳥獣は、次の猟法を用いて捕獲等をしてはならない。

- 一 ユキウサギ(レプス・テイミドウス)及びノウサギ(レプス・ブラキウウルス)以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法(人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。)
- 二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
- 三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
- 四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができ、弾倉のある散弾銃を使用する方法
- 五 装薬銃であるライフル銃(ヒグマ(ウルスス・アルクトス)、ツキノワグマ(ウルスス・テイベタヌス)、イノシシ(ス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン))にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下の方法
- 六 空気散弾銃を使用する方法
- 七 同時に三十一以上のわなを使用する方法
- 八 鳥類並びにヒグマ(ウルスス・アルクトス)及びツキノワグマ(ウルスス・テイベタヌス)の捕獲等をするため、わなを使用する方法
- 九 イノシシ(ス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン)の捕獲等をするため、くくりわなであって、輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもしが装着されていないもの若しくはワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるもの、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十 ヒグマ(ウルスス・アルクトス)、ツキノワグマ(ウルスス・テイベタヌス)、イノシシ(ス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン)以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわなであって、輪の直径が十二センチメートルを超えるものは締付け防止金具が装着されていないもの、おし又はとらばさみを使用する方法
- 十一 つりばり又はとりもちを使用する方法

十二 弓矢を使用するところの方法  
十三 犬に咬みつかせることの方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若  
しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法  
十四 キジ笛を使用する方法  
十五 ヤマドリ（スイルマ）テレコダー等電気音響機器を使用する方法  
十六 捕獲等をするため、テレコダー等電気音響機器を使用する方法

# 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について

## 1 改正内容

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第1項第3号の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令28号）第10条第3項において定めていた禁止すべき猟法を下記のとおり改めるもの。

改正案	現行
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）施行規則案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）</p> <p>法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。</p> <p>一 ギ（レプス・テイミドウス）及びノウサギ（レプス・ブルス）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することにより網を動かして捕獲等をする方法を除く。）</p> <p>二 口径が十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で行くボート又は三発以上の実包を充てんすることのできる倉の装薬銃である（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、スツクロア）及びニホンジカ（ケル以下）のライフル銃に限り、口径の長い方法</p> <p>六 空気散弾銃を使用する方法</p> <p>七 鳥類並びにヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・テイミドウス）の捕獲等をするため、わなを使用する方法</p> <p>九 イノシシ（スス・スクロア）及びニホンジカ（ケル）の捕獲等をするため、くくりわなであって、輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりしどしが装着されていないものはワイヤー</p>	<p>法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。</p> <p>一 ギ（レプス・テイミドウス）及びノウサギ（レプス・ブルス）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することにより網を動かして捕獲等をする方法を除く。）</p> <p>二 口径が十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で行くボート又は三発以上の実包を充てんすることのできる倉の装薬銃である（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、スツクロア）及びニホンジカ（ケル以下）のライフル銃に限り、口径の長い方法</p> <p>六 空気散弾銃を使用する方法</p> <p>七 わな（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・テイミドウス）にあつては、おし、はこわな及びくくりわなに限り、その他の獣類にあつては、おしに限る。）を使用する方法</p> <p>八 同時に三十一以上のわなを使用する方法</p> <p>九 とらばさみであつて、鋸歯のあるもの又は開いた状態における</p>

内径の最大長が十二センチメートル以上のものを使用する方法

十	の直径が四ミリメートル未満であるもの、おし又はとはらばさみを 使用する 方法	十	の直径が十二センチメートルを超え、くくわ なであつて輪の直径が十二センチメートルを超え、くくわ 締付け防止金具が装着されていないもの、おし又はとはらばさみを 使用する 方法
十一	ヒグマ(ウルスス・アルクトス)、ツキノワグマ(ウルスス・ テイベタヌス)、イノシシ(スス・スクロフア)及びニホンジカ (ケルガス・ニポン)以外の獣類の捕獲等をするため、くくわ なであつて輪の直径が十二センチメートルを超え、くくわ 締付け防止金具が装着されていないもの、おし又はとはらばさみを 使用する 方法	十一	ヒグマ(ウルスス・アルクトス)、ツキノワグマ(ウルスス・ テイベタヌス)、イノシシ(スス・スクロフア)及びニホンジカ (ケルガス・ニポン)以外の獣類の捕獲等をするため、くくわ なであつて輪の直径が十二センチメートルを超え、くくわ 締付け防止金具が装着されていないもの、おし又はとはらばさみを 使用する 方法
十二	つり又はちを 使用する 方法	十二	つり又はちを 使用する 方法
十三	弓矢を使用する 方法	十三	弓矢を使用する 方法
十四	犬に咬せよ 使用する 方法	十四	犬に咬せよ 使用する 方法
十五	咬みかき 使用する 方法	十五	咬みかき 使用する 方法
十六	外方 使用する 方法	十六	外方 使用する 方法
十七	咬みかき 使用する 方法	十七	咬みかき 使用する 方法
十八	外方 使用する 方法	十八	外方 使用する 方法
十九	咬みかき 使用する 方法	十九	咬みかき 使用する 方法
二十	外方 使用する 方法	二十	外方 使用する 方法

2 改正理由

- クマ類の保護の観点から、わな全般の使用を禁止する。
- とらばさみについては、捕獲された場合の鳥獣の損傷が大きいため、狩猟における使用を禁止する。
- くくわについては、狩猟における錯誤捕獲を防止し、仮に錯誤捕獲があつた場合でも捕獲個体の損傷を軽減及び、捕獲個体の解放を容易にするため、構造基準の見直しを図る。